

議案第 17 号

勝山市立中学校スクールバス 5 号車の購入について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年勝山市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、勝山市立中学校スクールバス 5 号車を取得するため、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 中型スクールバス 2WD 5 号車
- 2 取得する方法 条件付き一般競争入札
- 3 取得金額 金 24,607,000 円
- 4 取得の相手方 勝山市若猪野第 11 号 4 番地 1
株式会社勝南自動車
代表取締役 大林 弘典

令和 8 年 7 月 28 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立中学校のスクールバス 5 号車を購入するため、この案を提出する。